

実績評価シート

担当課長：環境保健部企画課長

<p>施策名</p>	<p>化学物質対策</p>	
<p>1 施策の概要</p>	<p>多種多様な化学物質の使用などに伴う環境汚染を防止し、人の健康や生態系への悪影響を未然に防止するために、環境リスクの評価、管理、リスクコミュニケーションなどを推進する。</p>	
<p>2 (1) 施策の目的、目標・達成時期</p>	<p>2 (2) 達成状況</p>	
<p>(1) 環境リスクの評価 有害性の高い化学物質の環境残留状況の監視等のため、環境モニタリング等を計画的に進める。 「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」に基づき、45物質以上について、平成16年度までに内分泌かく乱作用についてのリスク評価を行うとともに、OECDの試験法の開発に協力する。 PRTTR対象物質などのうち、平成13年度から平成16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、リスク評価を進める。</p> <p>(2) 環境リスクの管理 ダイオキシン類について排出総量を平成14年度までに平成9年比約9割を削減する。また、WHOの耐容一日摂取量(TDI)の再検討等に貢献する。 農薬による環境リスクの適切な評価と管理を推進する。 化学物質審査規制法(化審法)に基づき、新規化学物質の審査を行うとともに、既存化学物質の点検も計画的に進める。また、現行の審査・規制体系について、生態系の保全等の観点から見直しの検討を進める。</p> <p>(3) リスクコミュニケーションの推進 平成14年度後半にPRTTRデータの第1回の集計・公表を行うとともに、環境リスクの理解に有用な情報を提供する。また、リスクコミュニケーションの担い手となる人材の育成と活用を図る。</p> <p>(4) 国際協調による取組の推進 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)について、国内体制を整え、早期締結を目指す。 OECDなどが進める化学物質対策に積極的に参画するとともに、アジア太平洋地域における国際協力を強化する。</p>	<p>(1) 環境リスクの評価 毎年約70の化学物質について環境モニタリング調査を進めているところ。 内分泌かく乱化学物質問題については、平成12年度に12物質の有害性評価に着手(平成13年8月、うち2物質の成果を公表)。 また、PRTTR対象物質を中心とする39物質についてのリスク評価を取りまとめ中。</p> <p>(2) 環境リスク管理 ダイオキシン類排出量は、平成11年度に平成9年比約6割削減。また、ダイオキシン類による健康影響について調査研究を進めている。 農薬の生態影響評価については、平成11年2月の中間とりまとめを受け、最終的な詰めを行っているところ。化審法に基づき、新規化学物質及び既存化学物質の審査・規制等を進めつつ、審査・規制体系の見直しに向けた検討を始めたところ。</p> <p>(3) リスクコミュニケーションの推進 平成13年4月PRTTR制度を施行開始。円滑なリスクコミュニケーションのため、自治体職員への研修、海外事例の収集などを行っている。</p> <p>(4) 国際協調による取組の推進 平成13年5月に採択されたPOPs条約に対応する国内体制を検討中。 内分泌かく乱化学物質問題につき国際シンポジウムを開催するなどして国際協力を図っている。</p>	

<p>3 課題の体系</p>	<p>(1) 環境リスクの評価 化学物質による環境汚染の実態把握 内分泌かく乱化学物質の有害性評価等 体系的な環境リスク評価の推進</p> <p>(2) 環境リスクの管理 ダイオキシン類対策 農薬の環境リスク対策 化学物質の審査・規制等</p> <p>(3) リスクコミュニケーションの推進 P R T Rデータの円滑な集計・公表等 リスクコミュニケーションに必要な人材の育成等</p> <p>(4) 国際協調による取組の推進 P O P s条約の早期締結 化学物質対策に関する国際協力の推進</p>
<p>4 評価</p>	<p>多種多様な化学物質による人の健康や生態系への悪影響を未然に防止し、国民の安全・安心を確保するためには、化学物質の環境リスクの適正な評価・管理及び関係者間の情報共有・対話の促進などの総合的な対策が急務であり、本施策の重要度は非常に高い。</p> <p>(1) 環境リスクの評価 環境モニタリング調査により、新たな汚染が発見されており、今後の対策のため監視を継続していく必要がある。 化学物質のリスク評価については、例えば、高生産量化学物質は約1,100物質、P R T R対象物質は354物質に上るのに対し十分な対応ができていない。当面、内分泌かく乱化学物質、排出量の大きいP R T R対象物質を始めとして、リスク評価の速度を上げる必要がある。</p> <p>(2) 環境リスクの管理 ダイオキシン類については、総量の削減は着実に進みつつあるものの、一部地域での環境基準の超過や環境中に蓄積された汚染の対策が必要である。また、臭素化ダイオキシンの問題などを含め、科学的な調査研究を進める必要がある。 農薬については、農薬の登録保留基準の設定業務を引き続き実施しつつ、今後は生態影響についても評価するシステムを早急に確立する必要がある。 化審法については、引き続き審査・規制業務を進めるとともに、生態系保全、既存物質の点検などの課題について検討が必要である。</p> <p>(3) リスクコミュニケーションの推進 化学物質による環境リスク低減のためには、P R T Rデータの集計・公表とともに、行政・産業・市民間の情報共有と連携が不可欠である。「21世紀『環の国』づくり会議」でも指摘されたように、これらの代表者による対話の場づくりや、教材・人材育成などの体制を整える必要がある。</p> <p>(4) 国際協調による取組の推進 POPs条約について国内体制を早急に整備し、その早期締結を図る必要がある。 内分泌かく乱化学物質、P O P sなど、日本が主導できる分野で積極的に国際貢献を進める必要がある。</p>